

監 第 2 7 号  
平成 29 年 7 月 10 日

請求人 様

京都市監査委員 津 田 大 三  
同 中 野 洋 一  
同 鶴 谷 隆  
同 光 田 周 史

### 住民監査請求について（通知）

平成 29 年 5 月 16 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

### 記

- 1 本件請求は、総合企画局市長公室広報担当職員らが、平成 26 年 11 月 12 日以後（推定）に、個人情報開示請求に基づいて開示請求者に渡すために作成した公文書の写し 138 枚を廃棄した行為（以下「本件行為」という。）をもって、住民監査請求の対象とする法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の行為とするものと解される。
- 2 法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は同項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、これらの事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。  
本件請求が適法といえるためには、本件行為が、「公文書の写し」の財産的価値に着目し、その価値の換価又は処分を図る財務的处理を直接の目的とする財務会計上の行為に当たるものでなければならないと解するのが相当である。
- 3(1) 本件において、次の事実が認められる。
  - ア 本件「公文書の写し」は、個人情報の開示請求において、請求人に交付するために用意されたものであること。
  - イ 請求人は、開示の場において開示方法を写しの交付から閲覧に変更する旨を主張し、当該写しを持ち帰らなかったため、広報担当において後日廃棄したこと。
- (2) 個人情報の開示方法について、開示請求者は公文書の閲覧又は写しの交

付を任意に選択することができる（京都市個人情報保護条例第 23 条第 2 項第 1 号）。

公文書の閲覧を選択した場合は、全部開示決定では公文書の原本を閲覧に供することとなっている（京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱第 5 の 5 (1)ア）。そのため、この場合は、実施機関は公文書の写しを作成する必要はない。

- (3) 本件の開示請求に対する決定は、全部開示決定であるから、請求人の主張のように開示の方法が閲覧に変更されたのであれば、実施機関は公文書の原本を閲覧に供すれば足り、公文書の写しを保有しておく必要はない。

そうすると、本件行為は、当該写しを保有し続ける行政上の必要性の有無に着目して、個人情報の開示請求に係る行政上の処理を目的として行われたものであり、当該写しの財産的価値に着目し、財務的処理を目的としているものとは解されない。

- 4 したがって、本件請求は、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為を対象とするものとは認められず、法第 242 条第 1 項の規定に適合しているとは認められない。